

令和 7 年 11 月

飯田市議会第 4 回定例会議案

令和 7 年飯田市議会第 4 回定例会議案目次

(11月26日提出分)

報告第26号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第27号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
議案第123号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第124号	飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例の制定について
議案第125号	飯田市上村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第126号	飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第127号	飯田市中心小企業振興資金あつせん審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第128号	飯田市長野原財産区管理会条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第129号	飯田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第130号	飯田市天龍峡温泉交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第131号	飯田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市地域資源総合管理施設）
議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市大平宿生活原体験施設）
議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村若者センター等）
議案第136号	公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等及び共同施設等）
議案第137号	市道路線の認定について
議案第138号	市道路線の廃止について
議案第139号	市道路線の変更について

議案第140号	工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業橋梁（りょう）長寿命化修繕工事）
議案第141号	損害賠償の額を定めることについて
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市総合運動場等）
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村山村文化資源保存伝習施設）
議案第144号	令和7年度飯田市一般会計補正予算（第5号）案
議案第145号	令和7年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第146号	令和7年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第147号	令和7年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第148号	令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）案
議案第149号	令和7年度飯田市水道事業会計補正予算（第1号）案
議案第150号	令和7年度飯田市下水道事業会計補正予算（第2号）案

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日報告

飯田市長 佐藤 健

記

損害賠償の額を定めることについて

次の表のとおり自動車事故による損害を賠償する。

専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第12号	令和7年 9月26日	下伊那郡内在住者	令和7年5月3日午後4時30分頃、飯田市上川路の国道151号及び県道233号時又中村線の交差点において、公務のため走行していた飯田市所有の普通乗用自動車当該交差点を右折しようとした際、直進しようとした相手方の軽乗用自動車の右側の後部に接触し、相手方に損害を与えた。	8,526円
専決第14号	令和7年 11月13日	飯田市内在住者	令和7年10月15日午後2時20分頃、飯田市松尾新井5933番地2の飯田市こども発達センターひまわりの駐車場において、公務のため飯田市の職員が運転する小型乗用自動車が左前方に進行しようとした際、当該車両の左側に駐車していた相手方の軽乗用自動車の右側前部に接触し、相手方に損害を与えた。	128,062円

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第13号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおりに林道管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償する。

令和7年10月14日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市外所在企業

2 事故の概要

令和7年9月8日午前7時30分頃、飯田市上村山中の林道御池山線において、当該林道脇の山腹からの落石が走行していた相手方の小型貨物自動車に接触し、当該車両の左側後部ガラスを破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 55,000円

議案第123号

飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3の12の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の13の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第124号

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例の制定について

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年11月26日提出

飯田市長 佐 藤 健

記

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例（案）

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 飯田市有線テレビジョン放送施設条例（平成17年飯田市条例第19号）
- (2) 飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例（平成17年飯田市条例第47号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の規定に基づいて利用の許可を受けている者に係る使用料及び分担金については、なお従前の例による。
（飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正）
- 3 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例（昭和37年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		
	飯田市行政不服審査会の委員	
	飯田市有線テレビジョン放送番組審議会の委員	
」		

を

「		
	飯田市行政不服審査会の委員	
」		

に改める。

（飯田市特別会計条例の一部改正）

- 4 飯田市特別会計条例（昭和39年飯田市条例第55号）の一部を次のように改正する。
第1条第5号を削る。

（飯田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 前項の規定による改正前の飯田市特別会計条例第1条第5号の規定による飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計は、当該特別会計の出納整理に必要な限度において、令和8年5月31日まで、なお存続するものとする。

（資金積立基金条例の一部改正）

- 6 資金積立基金条例（昭和43年飯田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

11	特別養護老人ホーム運営基金	特別養護老人ホームの健全な運営を図る。	特別養護老人ホームの運営に要する費用の財源に充てる。
12	ケーブルテレビ放送事業基金	ケーブルテレビ放送施設の整備充実に図る。	ケーブルテレビ放送施設の整備及び改修に要する費用の財源に充てる。

」

を

「

11	特別養護老人ホーム運営基金	特別養護老人ホームの健全な運営を図る。	特別養護老人ホームの運営に要する費用の財源に充てる。
----	---------------	---------------------	----------------------------

」

に、

を

に改める。

「

13
14
15
16
17
18

」

「

12
13
14
15
16
17

」

議案第125号

飯田市上村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市上村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市上村コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（案）

飯田市上村コミュニティセンター条例（平成17年飯田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	午前8時30分から正午までの間	午後1時から午後5時までの間	午後6時から午後10時までの間
和室	550円	550円	750円
調理実習室	1,000円	1,000円	1,200円
大会議室	1,600円	1,600円	2,100円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の施設の利用に係る使用料から適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第126号

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年飯田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の法第30条の44第1項に規定するものをいう。以下同じ。）」を削る。

第9条第2項中「住民基本台帳カード（本人の写真を貼付したものに限る。次項において同じ。）又は」を削り、同条第3項中「住民基本台帳カード若しくは」を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第127号

飯田市中小企業振興資金あつせん審議会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市中小企業振興資金あつせん審議会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市中小企業振興資金あつせん審議会条例の一部を改正する条例
(案)

飯田市中小企業振興資金あつせん審議会条例（昭和48年飯田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飯田市中小企業振興資金あつせん審議会条例

第1条中「融資あつせん」を「融資あつせん」に、「飯田市中小企業振興資金あつせん審議会」を「飯田市中小企業振興資金あつせん審議会」に改める。

第2条中「あつせん」を「あつせん」に改める。

第3条第1項中「6人」を「5人」に改め、同条第2項第2号中「株式会社八十二銀行」を「株式会社八十二長野銀行」に改め、「株式会社長野銀行飯田支店長」を削る。

第5条第2項中「第2号」を「同項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正)
- 2 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例（昭和37年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表中「飯田市中小企業振興資金あつせん審議会」を「飯田市中小企業振興資金あつせん審議会」に改める。

議案第128号

飯田市長野原財産区管理会条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市長野原財産区管理会条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市長野原財産区管理会条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市長野原財産区管理会条例の一部改正）

第1条 飯田市長野原財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3ヶ月以来」を「3月以上」に改め、「（世帯主）」を削る。

（飯田市時又財産区管理会条例の一部改正）

第2条 飯田市時又財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3ヶ月以来」を「3月以上」に改め、「（世帯主）」を削る。

（飯田市桐林財産区管理会条例の一部改正）

第3条 飯田市桐林財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3箇月以来」を「3月以上」に改め、「（世帯主）」を削る。

（飯田市駄科財産区管理会条例の一部改正）

第4条 飯田市駄科財産区管理会条例（昭和36年飯田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3か月以来」を「3月以上」に改め、「（世帯主）」を削る。

（飯田市千代財産区管理会条例の一部改正）

第5条 飯田市千代財産区管理会条例（昭和39年飯田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3ヶ月以来」を「3月以上」に改め、「（世帯主）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第129号

飯田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市火入れに関する条例（昭和59年飯田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報、南信州広域連合が発する林野火災に関する注意報又は火災に関する警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「異常乾燥注意報若しくは火災警報」を「乾燥注意報、南信州広域連合が発する林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第130号

飯田市天龍峡温泉交流館条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市天龍峡温泉交流館条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市天龍峡温泉交流館条例の一部を改正する条例（案）

飯田市天龍峡温泉交流館条例（平成19年飯田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」を削り、同項第1号中「1人1回当たり500円（3歳以上小学生以下の者は、250円）」を「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」に改め、同項第2号中「額」の次に「の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」を加え、同項第3号中「12枚当たり5,000円」を「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、施行日以後に行われた利用許可の申請に係る利用料金から適用し、施行日前に行われた利用許可の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第9条第2項の規定により交付されている回数券は、なお従前の例により使用することができる。

議案第131号

飯田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定
について

飯田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（案）

飯田市消防団条例（昭和31年飯田市条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（団員の定員及び職）

第2条 消防組織法第19条第2項の規定により定める団員の定員は、839人とする。

2 団員の職は、基本団員及び支援団員とし、その職務は、市長が規則で定める。

3 支援団員の定員は、市長が規則で定める。

（任用）

第3条 基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、消防団長（以下「団長」という。）にあっては消防団の推薦によって市長がこれを任命し、その他の基本団員にあってはあらかじめ市長の承認を得て、団長がこれを任命する。

(1) 本市に居住し、又は本市の区域内に勤務し、若しくは通学する者

(2) 年齢が18歳以上であり、かつ、65歳に達した日以後における最初の3月31日までの者

(3) 志操堅固であり、かつ、身体強健である者

2 支援団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、あらかじめ市長の承認を得て、団長がこれを任命する。

(1) 本市に居住し、又は本市の区域内に勤務し、若しくは通学する者

(2) 年齢が44歳以上であり、かつ、70歳に達した日以後における最初の3月31日までの者

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 基本団員の職に3年以上就き、かつ、当該職を退職した者であること。

イ 前アに掲げる者と同等以上の消防に関する知識を有し、かつ、団長が必要と認める者であること。

（欠格条項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第6条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常態とする者

(分限)

第5条 任命権者（第3条第1項又は第2項の規定による任命をした市長又は団長をいう。以下同じ。）は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職し、降任し、又は免職することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 前号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

2 前項の規定による休職（以下「休職」という。）となった団員（以下「休職者」という。）は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 休職の期間は、1年を超えない範囲内において任命権者が定める。

4 休職者には、休職の期間中、報酬を支給しない。

5 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号又は第3号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第3条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当しないこととなったとき（職務の遂行に支障がないものとして任命権者が認める場合を除く。）。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 前項の規定による停職（以下「停職」という。）の処分を受けた団員（以下「停職者」という。）は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職の期間は、1月を超えない範囲内において任命権者が定める。

4 停職者には、停職の期間中、報酬を支給しない。

(分限及び懲戒の手続)

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、市長が規則で定める。

(休団)

第8条 任命権者は、団員が申請した場合において、消防事務の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内において任命権者が定める期間、当該団員が休団（長期間にわたり消防事務に従事できないことが見込まれることによる休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができる。

2 休団をしている団員（以下「休団者」という。）は、当該休団を開始した日から引き続き休団をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、任命権者に対し、休団の期間の延長を申請することができる。この場合において、前項の規定は、休団の期間の延長の承認について準用する。

3 休団者は、再び消防事務に従事しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を得るものとする。

4 休団者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

5 休団者には、休団の期間中、報酬を支給しない。

6 第1項及び第2項の規定による承認は、休団をしている団員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

7 前各項に定めるもののほか、休団に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(退職)

第9条 団員は、退職しようとする場合は、任命権者に対してあらかじめ文書をもって願い出て、その許可を受けなければならない。

(服務規律)

第10条 団員（休職者、停職者及び休団者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、団員は、招集を受けない場合であっても、水害、風害、火災、震災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ団長が指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

2 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

3 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させるものとして市長が別に定める集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第11条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員に対し、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の年額報酬を支給する。

3 団員が災害現場への出動、警戒、訓練その他の消防事務に従事した場合は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の出動報酬を支給する。

4 報酬は、団員に任命された日の属する月から団員が退職した日の属する月までの期間について支給する。

5 団員の報酬を支給する日は、市長が別に定める。

(費用弁償)

第12条 団員が職務を行うため要する費用の弁償については、飯田市特別職の旅費に関する条例（昭和32年飯田市条例第44号）に定めるところによる。

(公務災害補償)

第13条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における消防組織法第24条第1項の規定による補償については、飯田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯田市条例第10号）に定めるところによる。

(退職報償金)

第14条 消防組織法第25条の規定により支給する退職報償金については、飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年飯田市条例第24号）に定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 対象者（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、支援団員として引き続いて勤務し、かつ、施行日において44歳未満である者をいう。以下この項において同じ。）が、市長が別に定めるところにより申出を行った場合は、対象者は、任命権者の承認を得て、施行日以後引き続いて支援団員として勤務することができる。この場合において、対象者に対して支給する年額報酬の額は、この条例による改正後の飯田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の左欄に掲げる支援団員の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

3 対象者（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、支援団員として引き続いて勤務し、かつ、施行日において新条例第3条第1項第2号に該当する者をいう。以下この項において同じ。）が、市長が別に定めるところにより申出を行った場合は、団長（当該者が団長の場合にあっては市長）は、施行日において対象者を基本団員に任命することができる。この場合において、対象者に対して支給する年額報酬の額は、新条例別表第1の左欄に掲げる基本団員の区分（任命権者が消防事務の運営において必要と認める場合にあっては、同欄に掲げる区分のうち任命権者が定めるもの）に応じ、同表の右欄に定める額とする。

（飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

4 飯田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「飯田市消防団条例（昭和31年飯田市条例第4号）」を「飯田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（令和7年飯田市条例第 号。以下「消防団員条例」という。）」に改める。

第4条の2中「場合」の次に「（消防団員条例第5条第2項の休職、消防団員条例第6条第2項の停職及び消防団員条例第8条第1項の休団を含む。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

（任用の要件の見直しに関する経過措置）

5 消防団員条例附則第3項の規定により基本団員に任命された者（以下この項において「対象者」という。）については、第4条第3項の規定は適用しない。この場合において、第2条の規定により対象者に支給する退職報償金の額は、対象者が支援団員として勤務していた期間を基本団員として勤務していた期間とみなして別表の1の規定を適用して得た額とする。

別表第1（第11条関係）

区分		年額報酬の額
団長		82,500円
副団長		69,000円
分団長	本部分団長 分団長	50,500円
副分団長		45,500円
部長		39,000円
班長		39,000円
団員	基本団員	36,500円
	支援団員	24,000円

別表第2（第11条関係）

区分		出動報酬の額
災害出動	2 時間未満	2, 000円
	2 時間以上 4 時間未満	4, 000円
	4 時間以上 6 時間未満	6, 000円
	6 時間以上	8, 000円
警戒出動	2 時間未満	2, 000円
	2 時間以上 4 時間未満	4, 000円
	4 時間以上 6 時間未満	6, 000円
	6 時間以上	8, 000円
訓練等出動	4 時間未満	2, 000円
	4 時間以上	4, 000円

- (備考)
- 1 この表において「災害出動」とは、水害、風害、火災、震災その他の災害の現場への出動、搜索活動その他市長がこれらに相当するものとして別に定める消防事務に従事することをいう。
 - 2 この表において「警戒出動」とは、防災のための巡視その他市長がこれらに相当するものとして別に定める消防事務に従事することをいう。
 - 3 この表において「訓練等出動」とは、教育訓練、広報活動その他市長がこれらに相当するものとして別に定める消防事務に従事することをいう。

議案第132号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市千代デイサービスセンター
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人千代しゃくなげの会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第133号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市地域資源総合管理施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市地域資源総合管理施設天龍峡活性化センター
- 2 指定する団体の名称
株式会社実りや
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第134号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市大平宿生活原体験施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市大平宿生活原体験施設
- 2 指定する団体の名称
株式会社南信州観光公社
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第135号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村若者センター等）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

公の施設の名称	指定する団体の名称	指定の期間
飯田市上村若者センター	株式会社大空企画	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
飯田市上村しらびそ高原施設		
飯田市上村大島河原河川公園		
飯田市上村農産物直売施設上村特産品直売所		
飯田市上村農産物直売施設はんば亭		
飯田市上村農産物直売施設村の茶屋		
上村農産物加工施設		
飯田市上村簡易宿泊施設高原ロッジ下栗	合同会社チロルジャパン 下栗	
飯田市南信濃簡易宿泊施設	青崩会	
飯田市南信濃広場等利用施設		
南信濃八重河内特産物加工施設		
飯田市南信濃陶芸館		
飯田市南信濃夜川瀬特産物加工施設	遠山郷やらまい会	

議案第136号

公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等及び共同施設等）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
 - (1) 三尋石市営住宅及びその附帯施設
 - (2) 夜川瀬第3市営住宅及びその附帯施設
 - (3) 押出第3市営住宅及びその附帯施設
 - (4) 夜川瀬第4市営住宅及びその附帯施設
 - (5) 松原市営住宅及びその附帯施設
 - (6) 中橋市営住宅及びその附帯施設
 - (7) 飯田市営住宅等条例（平成22年飯田市条例第17号）第2条第6号ウ及びエに規定する施設
- 2 指定する団体の名称
長野県住宅供給公社
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第137号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	起 点				重要な経過地	
		終 点					
1	上郷493号線	飯田市上郷黒田	2540	番	12	地先から	
		飯田市上郷黒田	2472	番		地先まで	

議案第138号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	起 点			重要な経過地
		終 点			
1	飯田275号線	飯田市白山町 1 丁目	6454 番	地先から	
		飯田市曙町	113 番	地先まで	
2	上郷39号線	飯田市上郷飯沼	1331 番	2 地先から	
		飯田市上郷飯沼	1364 番	3 地先まで	
3	上郷40号線	飯田市上郷飯沼	1410 番	地先から	
		飯田市上郷飯沼	1390 番	3 地先まで	
4	上郷41号線	飯田市上郷飯沼	1502 番	3 地先から	
		飯田市上郷飯沼	1468 番	2 地先まで	

議案第139号

市道路線の変更について

下記の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	旧	起 点	重要な経過地
		新	終 点	
1	上郷20号線	旧	飯田市上郷黒田 3175 番 1 地先から	
			飯田市上郷黒田 2472 番 地先まで	
		新	飯田市上郷黒田 3175 番 1 地先から	
			飯田市上郷黒田 2542 番 33 地先まで	
2	伊賀良60号線	旧	飯田市下殿岡 401 番 2 地先から	
			飯田市下殿岡 408 番 地先まで	
		新	飯田市下殿岡 399 番 1 地先から	
			飯田市下殿岡 408 番 地先まで	

議案第140号

工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業橋梁^{りょう}長
寿命化修繕工事）

令和6年飯田市議会第3回定例会において議案第85号として議決され、及び令和7年飯田市議会第2回定例会において議案第72号として議決を経た令和6・7年度道路メンテナンス事業橋梁長寿命化修繕工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	346,995,000円	342,375,000円

議案第141号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり、下水道管路管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償するため、飯田市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年飯田市条例第45号）第8条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内所在企業

2 事故の概要

令和6年12月20日午前7時15分頃、飯田市錦町1丁目10番地付近に埋設されている下水道取付管が詰まり、汚水が逆流したことにより、相手方が所有する宿泊施設の設備、物品等に損害を与えた。

3 損害賠償額 16,460,520円

議案第142号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市総合運動場等）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
 - (1) 飯田市総合運動場
 - (2) 飯田勤労者体育センター
 - (3) 飯田市勤労青少年ホーム
- 2 指定する団体の名称
公益財団法人飯田市スポーツ協会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第143号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村山村文化資源
保存伝習施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
 - (1) 上村まつり伝承館「天伯」
 - (2) 上村山村ふるさと保存館「ねぎや」
- 2 指定する団体の名称
株式会社大空企画
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年度飯田市一般会計補正予算（第5号）案

令和7年度飯田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,524,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
10 地方交付税	
	1 地方交付税
12 分担金及び負担金	
	2 負担金
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
21 市債	
	1 市債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
12,100,000	120,000	12,220,000
12,100,000	120,000	12,220,000
254,069	1,055	255,124
252,722	1,055	253,777
9,698,448	196,012	9,894,460
5,547,215	191,661	5,738,876
4,121,265	4,351	4,125,616
3,763,693	73,536	3,837,229
2,124,277	73,536	2,197,813
556,318	176,166	732,484
556,318	176,166	732,484
2,305,527	1,290	2,306,817
2,243,720	1,290	2,245,010
662,634	5,523	668,157
662,634	5,523	668,157
6,091,800	83,300	6,175,100
6,091,800	83,300	6,175,100
56,867,450	656,882	57,524,332

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	2 道路橋りょう費
	4 都市計画費
10 教育費	
	2 小学校費
	3 中学校費
13 諸支出金	
	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,858,157	106,933	7,965,090
6,786,733	85,091	6,871,824
581,988	20,880	602,868
287,939	962	288,901
18,407,972	296,494	18,704,466
8,300,397	216,963	8,517,360
9,044,689	79,243	9,123,932
1,062,886	288	1,063,174
5,782,762	170,222	5,952,984
4,520,821	170,222	4,691,043
1,721,252	3,850	1,725,102
860,831	3,850	864,681
3,516,741	781	3,517,522
3,516,741	781	3,517,522
6,037,334	57,839	6,095,173
3,121,761	54,000	3,175,761
1,867,365	3,839	1,871,204
6,496,315	15,763	6,512,078
1,868,018	12,290	1,880,308
923,613	3,473	927,086
42,565	5,000	47,565
42,565	5,000	47,565
56,867,450	656,882	57,524,332

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	国土保全特別対策事業	千円 13,000
		農業施設長寿命化事業	17,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	地方創生道整備推進交付金事業	86,300
		防災・安全交付金事業 (通学路安全対策)	5,000
		社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)	8,000
		都市構造再編集中支援事業 (市街地整備)	39,749
		踏切道改良計画事業	14,000
		防災対策避難路整備事業	30,000
		辺地対策道路改良事業	30,000
		市道改良事業	38,000
		道路自然災害防止事業	160,500
		橋りょう補修事業	50,000
		道路メンテナンス事業	91,000
	3 河川費	河川自然災害防止事業	9,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	過年発生土木施設補助災害復旧事業	125,000
		公共土木施設災害関連事業	105,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事項	期 間	限 度 額
戸籍システム改修業務委託 (令和7年度)	令和7年度から令和8年度まで	千円 8,646

2 変 更

事 項	補正前の限度額	補正後の限度額
交通安全対策補助事業 (通学路緊急対策)	千円 28,500	千円 225,000

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
水道事業費	千円 105,100	千円 124,500
道路橋りょう整備事業費	1,216,100	1,270,100
義務教育施設整備事業費	699,800	709,700
計	6,091,800	6,175,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	12,100,000	120,000	12,220,000
12 分担金及び負担金	254,069	1,055	255,124
14 国庫支出金	9,698,448	196,012	9,894,460
15 県支出金	3,763,693	73,536	3,837,229
17 寄附金	556,318	176,166	732,484
18 繰入金	2,305,527	1,290	2,306,817
19 繰越金	662,634	5,523	668,157
21 市債	6,091,800	83,300	6,175,100
歳入合計	56,867,450	656,882	57,524,332

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	7,858,157	106,933	7,965,090
3 民生費	18,407,972	296,494	18,704,466
4 衛生費	5,782,762	170,222	5,952,984
6 農林水産業費	1,721,252	3,850	1,725,102
7 商工費	3,516,741	781	3,517,522
8 土木費	6,037,334	57,839	6,095,173
10 教育費	6,496,315	15,763	6,512,078
13 諸支出金	42,565	5,000	47,565
歳 出 合 計	56,867,450	656,882	57,524,332

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	12,100,000	120,000	12,220,000
1 地方交付税	12,100,000	120,000	12,220,000
1 地方交付税	12,100,000	120,000	12,220,000
12 分担金及び負担金	254,069	1,055	255,124
2 負担金	252,722	1,055	253,777
3 民生費負担金	146,530	1,055	147,585
14 国庫支出金	9,698,448	196,012	9,894,460
1 国庫負担金	5,547,215	191,661	5,738,876
3 民生費国庫負担金	5,324,002	191,661	5,515,663
2 国庫補助金	4,121,265	4,351	4,125,616
2 総務費国庫補助金	1,658,208	962	1,659,170
4 衛生費国庫補助金	706,964	1,088	708,052
10 教育費国庫補助金	371,016	2,301	373,317
15 県支出金	3,763,693	73,536	3,837,229
1 県負担金	2,124,277	73,536	2,197,813
3 民生費県負担金	1,919,512	73,536	1,993,048
17 寄附金	556,318	176,166	732,484

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	120,000	特別交付税	120,000
28 地域子育て支援費負担金	1,055	子育て短期支援事業保護者負担金	1,055
3 障害者福祉費負担金	131,782	障害者自立支援給付費負担金	106,269
		障害者自立支援給付費等負担金（過年度分）	25,513
22 児童措置費負担金	1,480	児童手当負担金（過年度分）	1,480
25 民間保育所費負担金	7,663	民間保育所負担金（過年度分）	7,663
29 障害児支援費負担金	35,327	障害児入所給付費等負担金	35,327
31 生活保護費負担金	15,409	生活保護措置負担金（過年度分）	15,409
32 住民記録費補助金	962	個人番号カード交付事業費補助金	962
2 母子保健事業費補助金	1,088	感染症予防事業費等補助金	422
		妊婦のための支援給付費補助金	666
22 小学校教育振興費補助金	1,060	特別支援教育就学奨励費補助金	1,060
32 中学校教育振興費補助金	1,241	特別支援教育就学奨励費補助金	1,241
3 障害福祉費負担金	53,134	障害者自立支援給付費負担金	53,134
25 民間保育所費負担金	2,739	民間保育所負担金（過年度分）	2,739
29 障害児支援費負担金	17,663	障害児通所給付費等負担金	17,663

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目		補正前の額	補正額	計
17	1 寄附金	556,318	176,166	732,484
	2 総務費寄附金	542,000	170,000	712,000
	3 民生費寄附金	18	5,831	5,849
	4 衛生費寄附金	300	335	635
18 繰入金		2,305,527	1,290	2,306,817
	2 基金繰入金	2,243,720	1,290	2,245,010
	1 基金繰入金	2,243,720	1,290	2,245,010
19 繰越金		662,634	5,523	668,157
	1 繰越金	662,634	5,523	668,157
	1 繰越金	662,634	5,523	668,157
21 市債		6,091,800	83,300	6,175,100
	1 市債	6,091,800	83,300	6,175,100
	4 衛生債	123,700	19,400	143,100
	8 土木債	1,962,100	54,000	2,016,100
	10 教育債	1,317,500	9,900	1,327,400
歳 入 合 計		56,867,450	656,882	57,524,332

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
9 企画費寄附金	170,000	ふるさと寄附金	170,000
1 社会福祉総務費寄附金	5,000	社会福祉施設整備基金寄附金 匿名者から	5,000 5,000
25 地域子育て支援費寄附金	431	地域子育て支援寄附金 明治安田生命保険相互会社松本支社から	431 431
26 公立認定こども園費寄附金	400	公立認定こども園寄附金 山口みや子氏から 明治安田生命保険相互会社松本支社から	400 300 100
1 保健衛生費寄附金	335	保健衛生費寄附金 明治安田生命保険相互会社松本支社から	335 335
2 特定目的基金繰入金	1,290	地域振興基金繰入金	1,290
1 純繰越金	5,523	純繰越金	5,523
6 水道事業債	19,400	上水道事業債（一般会計出資債）	19,400
23 道路新設改良事業債	54,000	緊急自然災害防止対策事業債	54,000
23 小学校建設事業債	9,900	公共施設等適正管理推進事業債	9,900

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	7,858,157	106,933	7,965,090	962		83,771	22,200
1 総務管理費	6,786,733	85,091	6,871,824			83,771	1,320
9 企画費	664,043	83,771	747,814			83,771	0
						83,771	0
				(寄)ふるさと寄附金			83,771
10 人事管理費	300,843	1,320	302,163				1,320
							1,320
2 徴税費	581,988	20,880	602,868				20,880
3 徴収費	60,093	20,880	80,973				20,880
							880
							20,000
3 戸籍住民基本台帳費	287,939	962	288,901	962			0
2 住民記録費	46,981	962	47,943	962			0
				962			0
				(国)個人番号カード交付 事業費補助金			962
3 民生費	18,407,972	296,494	18,704,466	212,393		1,886	82,215
1 社会福祉費	8,300,397	216,963	8,517,360	159,403		431	57,129
3 障害者福祉費	2,246,326	214,944	2,461,270	159,403			55,541
				80,888			26,965
				(国)障害者自立支援給付 費負担金			53,926

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	57,800	11特別事業費 83,771 22ふるさと飯田応援隊募集事業費 83,771 7 報償費 57,800 賞品及び記念品代 57,800 12 委託料 25,971 一括代行サービス業務委託料 25,245 寄附者等対応向上業務委託料 726
12 委託料	25,971	
12 委託料	1,320	10人事一般管理費 1,320 01人事一般管理費 1,320 12 委託料 1,320 人事給与情報処理業務委託料 1,320
12 委託料	880	10徴収費 20,880 01徴収費 880 12 委託料 880 市税収納事務等電算処理業務委託料 880
22 償還金利子及び割引料	20,000	03市税還付金 20,000 22 償還金利子及び割引料 20,000 還付金 20,000
12 委託料	8	10住民記録費 962 04社会保障・税番号制度事業費 962 12 委託料 8 本人確認書類裏書印字システム保守業務委託料 8
17 備品購入費	954	17 備品購入費 954 事務用備品購入費 954
19 扶助費	212,540	44総合支援介護給付事業費 107,853 01総合支援介護給付事業費 107,853 19 扶助費 107,853 短期入所給付費 7,272 生活介護給付費 38,736
22 償還金利子及び割引料	2,404	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳							
						特 定 財 源			一般財源				
						国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3	1	3				(県)障害者自立支援給付費負担金		26,962	26,172				
						78,515							
						(国)障害者自立支援給付費負担金		52,343					
						(県)障害者自立支援給付費負担金		26,172					
								2,404					
						9 重層的支援体制整備事業費	545,321	2,019		547,340		431	1,588
													1,588
												431	0
											(寄)地域子育て支援寄附金		431
	2 児童福祉費	9,044,689	79,243	9,123,932	52,990		1,455	24,798					
					1 児童福祉総務費	141,206	724	141,930			724		
											724		
					3 ひとり親家庭福祉費	374,145	3,190	377,335				3,190	
												216	
												2,974	
5 民間保育所費									3,716,597	572	3,717,169		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		行動援護給付費 2,709 施設入所支援給付費 51,570 計画相談支援給付費 7,566 45総合支援訓練等給付事業費 104,687 01総合支援訓練等給付事業費 104,687 19 扶助費 104,687 共同生活援助給付費 12,281 自立訓練給付費 9,874 就労継続支援A型給付費 5,846 就労継続支援B型給付費 76,551 就労定着支援給付費 135 46総合支援医療給付事業費 2,404 01総合支援医療給付事業費 2,404 22 償還金利子及び割引料 2,404 過年度国庫支出金精算返還金 2,404
10 需用費	231	11包括的相談支援事業費 2,019 01生活困窮者自立支援事業費 1,588 22 償還金利子及び割引料 1,588 過年度国庫支出金精算返還金 1,588
17 備品購入費	200	
22 償還金利子及び割引料	1,588	06子ども家庭センター費 431 10 需用費 231 消耗品費 231 17 備品購入費 200 事業用備品購入費 200
22 償還金利子及び割引料	724	10児童福祉一般経費 724 01児童福祉一般経費 724 22 償還金利子及び割引料 724 過年度国庫支出金精算返還金 724
22 償還金利子及び割引料	3,190	10ひとり親家庭福祉一般経費 216 02母子生活支援施設措置費 216 22 償還金利子及び割引料 216 過年度国庫支出金精算返還金 216 14児童扶養手当費 2,974 02児童扶養手当費 2,974 22 償還金利子及び割引料 2,974 過年度国庫支出金精算返還金 2,974

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
						特 定 財 源			一般財源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他			
3	2	5							572		
		6 公立認定こども園費	1,477,214	400	1,477,614			400	0		
								400	0		
						(寄)公立認定こども園寄附金		400			
		8 地域子育て支援費	117,847	1,243	119,090			1,055	188		
								1,055	188		
						(分)子育て短期支援事業保護者負担金		1,055			
		9 障害児支援費	472,675	73,114	545,789	52,990			20,124		
						52,990			20,124		
						(国)障害児入所給付費等負担金		35,327			
						(県)障害児通所給付費等負担金		17,663			
	3 生活保護費	1,062,886	288	1,063,174				288			
					1 生活保護費	845,193	288	845,481			288
4 衛生費			5,782,762	170,222	5,952,984	1,088	19,400	335	149,399		
1 保健衛生費	1 保健衛生費		4,520,821	170,222	4,691,043	1,088	19,400	335	149,399		
	1 保健衛生総務費	2,668,566	52,714	2,721,280				52,714			
	2 母子保健事業費	428,024	1,435	429,459	1,088		335	12			
							335	0			
					(寄)保健衛生費寄附金		335				

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	572	10民間保育所等運営費 572 01民間保育所等運営費 572 22 償還金利子及び割引料 572 過年度国庫支出金精算返還金 381 過年度県支出金精算返還金 191
10 需用費	400	11認定こども園保育費 400 01認定こども園保育費 400 10 需用費 400 消耗品費 400
12 委託料	1,243	12こども子育て支援事業費 1,243 05養育支援事業費 1,243 12 委託料 1,243 子育て短期支援業務委託料 1,243
19 扶助費	70,655	10障害児支援費 73,114 01障害児通所支援費 73,114 19 扶助費 70,655 児童発達支援給付費 4,444 放課後等デイサービス給付費 62,103 保育所等訪問支援給付費 254 障害児相談支援給付費 3,854 22 償還金利子及び割引料 2,459 過年度国庫支出金精算返還金 2,459
22 償還金利子及び割引料	2,459	
22 償還金利子及び割引料	288	11生活保護措置費 288 01生活保護措置費 288 22 償還金利子及び割引料 288 過年度国庫支出金精算返還金 288
18 負担金補助及び交付金	52,714	20病院事業会計負担金 52,714 01病院事業会計負担金 52,714 18 負担金補助及び交付金 52,714 病院事業負担金 52,714
10 需用費	335	11乳幼児保健事業費 335 01乳幼児保健事業費 335 10 需用費 335 消耗品費 335
12 委託料	1,100	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳											
						特 定 財 源			一般財源								
						国県支出金	地 方 債	そ の 他									
4	1	2				422			△422								
			(国)感染症予防事業費等補助金			422											
			666			434											
		(国)妊婦のための支援給付費補助金			666												
	3	成人保健事業費	331,307	95,983	427,290				95,983								
									95,983								
	6	水道費	374,746	20,090	394,836		19,400		690								
							19,400		690								
						(市)上水道事業債（一般会計出資債）			19,400								
6	農林水産業費	1,721,252	3,850	1,725,102				3,850									
					1	農業費	860,831	3,850	864,681			3,850					
										7	農地費	318,692	3,850	322,542			3,850
																	3,850
7	商工費	3,516,741	781	3,517,522				781									
					1	商工費	3,516,741	781	3,517,522			781					
										2	商業振興費	31,289	781	32,070			781
																	781
8	土木費	6,037,334	57,839	6,095,173		54,000		3,839									
					2	道路橋りょう費	3,121,761	54,000	3,175,761		54,000	0					
										3	道路新設改良費	1,876,038	54,000	1,930,038		54,000	0
																54,000	0
															(市)緊急自然災害防止対策事業債		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		14予防接種事業費 01予防接種事業費 財源内訳補正 19出産子育て応援事業費 01出産子育て応援事業費 12 委託料 システム改修業務委託料
		1,100 1,100 1,100 1,100
12 委託料	95,983	14高齢者予防接種事業費 01予防接種事業費 12 委託料 予防接種委託料
		95,983 95,983 95,983 95,983
18 負担金補助及び交付金	690	10水道費 01水道費 18 負担金補助及び交付金 水道事業補助金
23 投資及び出資金	19,400	23 投資及び出資金 出資金
		20,090 20,090 690 690 19,400 19,400
12 委託料	3,850	18市単土地改良事業費 02農業施設維持補修事業費 12 委託料 水路清掃等業務委託料
		3,850 3,850 3,850 3,850
18 負担金補助及び交付金	781	11商業活性化総合支援事業費 04にぎわい創出店舗活用事業費 18 負担金補助及び交付金 まちなか創業空き店舗活用事業補助金
		781 781 781 781
14 工事請負費	54,000	12道路改良事業費（単独） 09道路自然災害防止事業費 14 工事請負費 道路自然災害防止工事費
		54,000 54,000 54,000 54,000

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源			一般財源					
					国県支出金	地 方 債	そ の 他						
8	4 都市計画費	1,867,365	3,839	1,871,204				3,839					
	4 下水道費	1,433,800	180	1,433,980				180					
								180					
	5 公園費	244,490	3,659	248,149				3,659					
								3,659					
10 教育費		6,496,315	15,763	6,512,078	2,301	9,900	1,290	2,272					
	2 小学校費	1,868,018	12,290	1,880,308	1,060	9,900	1,290	40					
					2 小学校教育振興費	518,732	1,290	520,022	1,060		1,290	△1,060	
											1,290	0	
									(繰)地域振興基金繰入金			1,290	
									1,060			△1,060	
									(国)特別支援教育就学奨励費補助金			1,060	
					3 小学校建設費	912,026	11,000	923,026		9,900		1,100	
		9,900		1,100									
	(市)公共施設等適正管理推進事業債			9,900									
	3 中学校費	923,613	3,473	927,086	1,241			2,232					
	2 中学校教育振興費	421,230	3,473	424,703	1,241			2,232					
					1,241			△1,241					
					(国)特別支援教育就学奨励費補助金			1,241					
								3,000					
								473					

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	180	10下水道費 180 01下水道費 180 18 負担金補助及び交付金 180 下水道事業会計補助金 180
12 委託料	3,659	14飯田子どもの森公園維持管理費 3,659 01飯田子どもの森公園維持管理費 3,659 12 委託料 3,659 施設管理業務委託料 3,659
10 需用費	1,290	10小学校教育振興一般経費 1,290 01小学校教育振興事業費 1,290 10 需用費 1,290 消耗品費 1,290 12特別支援教育支援費 01特別支援教育就学奨励費 財源内訳補正
14 工事請負費	11,000	11小学校建設事業費 11,000 03小学校施設大規模改修事業費 11,000 14 工事請負費 11,000 小学校大規模改修工事費 11,000
1 報酬	473	12特別支援教育支援費 01特別支援教育就学奨励費 財源内訳補正
18 負担金補助及び交付金	3,000	15校外活動支援事業費 3,000 01校外活動支援事業費 3,000 18 負担金補助及び交付金 3,000 校外活動参加奨励補助金 3,000 16小中一貫教育推進事業費 473 01小中一貫教育推進事業費 473 1 報酬 473 非常勤職員報酬 473

(項) 1 積立金

(項) 1 積立金

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
13 諸支出金	42,565	5,000	47,565			5,000	0
1 積立金	42,565	5,000	47,565			5,000	0
1 積立金	42,565	5,000	47,565			5,000	0
				(寄)社会福祉施設整備基金 寄附金		5,000	
歳出合計	56,867,450	656,882	57,524,332	216,744	83,300	92,282	264,556

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	5,000	16社会福祉施設整備基金積立金 5,000 01社会福祉施設整備基金積立金 5,000 24 積立金 5,000 新規積立金 5,000

附表 1

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び令和 7 年度以降

事 項		限 度 額	令和 7 年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	戸籍システム改修業務委託 (令和 7 年度)	千円 0	年度	千円 0
補正後		8,646	7 ～ 8	8,646
補正前	交通安全対策補助事業 (通学路緊急対策)	28,500	7 ～ 8	28,500
補正後		225,000	7 ～ 8	225,000

についての令和6年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	8,646	0
15,675	11,500	0	1,325
123,750	91,100	0	10,150

附表 2

地 方 債 の 令 和 5 年 度 末 に お け る 現 在 高
令 和 7 年 度 末 に お け る 現 在 高 の 見 込 み

区 分	令 和 7 年 度 中 増 減 見 込 み				
	令 和 7 年 度 中 起 債 見 込 額				
	繰越明許分	補正前の額	補 正 額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普 通 債	940,700	5,950,900	83,300	6,034,200	6,974,900
(3) 衛 生	10,000	123,700	19,400	143,100	153,100
(7) 土 木	604,900	1,849,800	54,000	1,903,800	2,508,700
(10) 教 育	46,800	1,317,500	9,900	1,327,400	1,374,200
合 計	1,023,800	6,091,800	83,300	6,175,100	7,198,900

並びに令和6年度末及び
に関する調書補正

令和7年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
26,231,058	83,300	26,314,358
1,144,347	19,400	1,163,747
8,390,341	54,000	8,444,341
5,961,930	9,900	5,971,830
41,810,237	83,300	41,893,537

令和 7 年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案

令和 7 年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,540 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,177,840 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 26 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正
事業勘定
歳 入

款	項
2 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
0	1,540	1,540
0	1,540	1,540
8,176,300	1,540	8,177,840

歲出

款		項	
1 総務費			
		1 総務管理費	
歳 出 合 計			

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
149,548	1,540	151,088
132,055	1,540	133,595
8,176,300	1,540	8,177,840

事業勘定
1 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	0	1,540	1,540
歳入合計	8,176,300	1,540	8,177,840

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	149,548	1,540	151,088
歳 出 合 計	8,176,300	1,540	8,177,840

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1,540			0
1,540			0

事業勘定

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	0	1,540	1,540
2 国庫補助金	0	1,540	1,540
8 子ども・子育て支援事業費補助金	0	1,540	1,540
歳 入 合 計	8,176,300	1,540	8,177,840

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	1,540	子ども・子育て支援事業費補助金	1,540

事業勘定
3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	149,548	1,540	151,088	1,540			0
1 総務管理費	132,055	1,540	133,595	1,540			0
1 一般管理費	128,746	1,540	130,286	1,540			0
				1,540			0
				(国)子ども・子育て支援 事業費補助金			1,540
歳 出 合 計	8,176,300	1,540	8,177,840	1,540			0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	1,540	10一般管理費 1,540 01一般管理費 1,540 12 委託料 1,540 電算処理・保守業務等委託料 1,540

令和 7 年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 7 年度飯田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,520 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,809,520 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 26 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
0	3,520	3,520
0	3,520	3,520
1,806,000	3,520	1,809,520

歲出

款	項
1 総務費	
	2 徴収費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
40,328	3,520	43,848
10,161	3,520	13,681
1,806,000	3,520	1,809,520

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	0	3,520	3,520
歳 入 合 計	1,806,000	3,520	1,809,520

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	40,328	3,520	43,848
歳 出 合 計	1,806,000	3,520	1,809,520

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3,520			0
3,520			0

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	0	3,520	3,520
2 国庫補助金	0	3,520	3,520
2 子ども・子育て支援事業費補助金	0	3,520	3,520
歳 入 合 計	1,806,000	3,520	1,809,520

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	3,520	子ども・子育て支援事業費補助金	3,520

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 2 徴収費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	40,328	3,520	43,848	3,520			0
2 徴収費	10,161	3,520	13,681	3,520			0
1 徴収費	10,161	3,520	13,681	3,520			0
				3,520			0
				(国)子ども・子育て支援 事業費補助金			3,520
歳 出 合 計				1,806,000	3,520	1,809,520	3,520
							0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	3,520	10賦課徴収費 3,520 01賦課徴収費 3,520 12 委託料 3,520 電算処理業務委託料 3,520

令和 7 年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 7 年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,446 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 834,946 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 26 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
4 繰越金	
	1 繰越金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
19,308	3,446	22,754
19,308	3,446	22,754
831,500	3,446	834,946

歲 出

款	項
1 介護老人保健施設費	
	1 介護老人保健施設費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
830,248	3,446	833,694
830,248	3,446	833,694
831,500	3,446	834,946

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	19,308	3,446	22,754
歳入合計	831,500	3,446	834,946

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護老人保健施設費	830,248	3,446	833,694
歳 出 合 計	831,500	3,446	834,946

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			3,446
			3,446

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	19,308	3,446	22,754
1 繰越金	19,308	3,446	22,754
1 繰越金	19,308	3,446	22,754
歳 入 合 計	831,500	3,446	834,946

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 純繰越金	3,446	純繰越金 3,446

3 歳 出

(款) 1 介護老人保健施設費
(項) 1 介護老人保健施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護老人保健施設費	830,248	3,446	833,694				3,446
1 介護老人保健施設費	830,248	3,446	833,694				3,446
2 介護老人保健施設 事業費	79,273	3,446	82,719				3,446
							3,446
歳 出 合 計	831,500	3,446	834,946				3,446

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	3,446	10介護老人保健施設事業費 3,446 01施設事業費 3,446 10 需用費 3,446 消耗品費 1,430 賄材料費 2,016

令和 7 年度飯田市病院事業会計補正予算（第 3 号）案

第 1 条 令和 7 年度飯田市病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	14, 958, 500千円	52, 714千円	15, 011, 241千円
第 1 項 医業収益	13, 915, 619千円	3, 210千円	13, 918, 829千円
第 2 項 医業外収益	1, 042, 881千円	49, 504千円	1, 092, 385千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	15, 642, 900千円	110, 000千円	15, 752, 900千円
第 1 項 医業費用	15, 480, 360千円	110, 000千円	15, 590, 360千円

令和 7 年11月26日提出

飯田市長 佐 藤 健

令和 7 年度飯田市病院事業会計補正予算（第 3 号）実施計画

収益的収入及び支出 収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 14,958,500	千円 52,714	千円 15,011,214	
	1 医 業 収 益		13,915,619	3,210	13,918,829	
		3 その他医業収益	834,961	3,210	838,171	
	2 医 業 外 収 益		1,042,881	49,504	1,092,385	
		2 他会計負担金	434,591	22,975	457,566	
		4 他会計補助金	343,377	26,529	369,906	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			千円 15,642,900	千円 110,000	千円 15,752,900	
	1 医 業 費 用		15,480,360	110,000	15,590,360	
		2 材料費	3,714,482	110,000	3,824,482	

令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 881,290	△ 57,286	△ 938,576
小計	253,973	△ 57,286	196,687
業務活動によるキャッシュ・フロー	229,925	△ 57,286	172,639
資金増加額	△ 546,715	△ 57,286	△ 604,001
資金期末残高	3,832,936	△ 57,286	3,775,650

令和 7 年度飯田市水道事業会計補正予算（第 1 号）案

第 1 条 令和 7 年度飯田市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度飯田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	2, 276, 100千円	600千円	2, 276, 700千円
第 2 項 営業外収益	334, 036千円	600千円	334, 636千円
	支	出	
第 1 款 水道事業支出	1, 970, 900千円	13, 349千円	1, 984, 249千円
第 1 項 営業費用	1, 868, 993千円	13, 349千円	1, 882, 342千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1, 110, 500 千円」を「1, 111, 357千円」に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額「123, 913 千円」を「138, 459千円」に、減債積立金「151, 838千円」を「138, 149千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 水道事業資本的収入	1, 338, 900千円	160, 023千円	1, 498, 923千円
第 1 項 企業債	987, 200千円	87, 200千円	1, 074, 400千円
第 3 項 補助金	51, 314千円	53, 423千円	104, 737千円
第 5 項 出資金	221, 579千円	19, 400千円	240, 979千円
	支	出	
第 1 款 水道事業資本的支出	2, 414, 600千円	160, 880千円	2, 575, 480千円
第 1 項 建設改良費	1, 930, 776千円	160, 880千円	2, 091, 656千円

第 4 条 予算第 5 条で定めた債務負担行為の追加を次のように定める。

事 項	期 間	限度額
老朽管布設替事業 (老朽管布設替工事)	令和 7 年度から令和 8 年度まで	35, 000千円

第5条 予算第6条で定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
水道事業	987,200千円	87,200千円	1,074,400千円
(入野・大瀬木配水関連事業)	(397,800)	(0)	(397,800)
(老朽管更新整備事業)	(171,100)	(0)	(171,100)
(管路耐震化事業)	(147,000)	(57,200)	(204,200)
(妙琴浄水場更新事業)	(130,500)	(0)	(130,500)
(沢城中継ポンプ場整備事業)	(68,400)	(0)	(68,400)
(野底浄水場補完事業)	(37,900)	(0)	(37,900)
(風越貯水池耐震補強事業)	(27,000)	(30,000)	(57,000)
(沢城浄水場更新事業)	(7,500)	(0)	(7,500)

第6条 予算第9条で定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	199,899千円	8,892千円	208,791千円

第7条 予算第10条で定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 収益的支出に対する補助	136,685千円	600千円	137,285千円
(2) 資本的支出に対する補助	1,314千円	90千円	1,404千円

令和7年11月26日提出

飯田市長 佐藤 健

令和7年度 飯田市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業収益		2,276,100	600	2,276,700	
	02	営業外収益	334,036	600	334,636	
		02 他会計補助金	87,179	600	87,779	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業費用		1,970,900	13,349	1,984,249	
	01	営業費用	1,868,993	13,349	1,882,342	
		02 配水及び給水費	241,991	5,213	247,204	
		04 総係費	197,004	8,136	205,140	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業資本的收入		1,338,900	160,023	1,498,923	
	01	企業債	987,200	87,200	1,074,400	
		01 企業債	987,200	87,200	1,074,400	
	03	補助金	51,314	53,423	104,737	
		01 国庫補助金	50,000	53,333	103,333	
		03 他会計補助金	1,314	90	1,404	
	05	出資金	221,579	19,400	240,979	
		01 出資金	221,579	19,400	240,979	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業資本の支出		2,414,600	160,880	2,575,480	
	01	建設改良費	1,930,776	160,880	2,091,656	
		01 拡張費	1,007,207	60,000	1,067,207	
		02 改良費	830,822	100,000	930,822	
		04 事務費	68,388	880	69,268	

令和7年度飯田市水道事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	116,541	△ 12,731	103,810
引当金の増減	155	685	840
未収金の増減	6,703	△ 14,564	△ 7,861
小計	1,013,149	△ 26,610	986,539
営業活動によるキャッシュ・フロー	920,400	△ 26,610	893,790
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 1,851,975	△ 199,667	△ 2,051,642
国庫補助金収入	50,000	53,333	103,333
他会計補助金収入	1,314	90	1,404
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,716,354	△ 146,244	△ 1,862,598
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行	1,042,200	87,200	1,129,400
他会計からの出資による収入	236,747	19,400	256,147
財務活動によるキャッシュ・フロー	758,014	106,600	864,614
資金増減額	△ 37,940	△ 66,254	△ 104,194
資金期末残高	1,437,201	△ 66,254	1,370,947

令和 7 年度飯田市水道事業会計補正予算（第 1 号）給与費明細書

1 総 括

(1) 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	14		60,386	37,465	97,851	20,265	118,116
	資本勘定支弁職員	8		31,834	19,672	51,506	10,434	61,940
	合 計	22		92,220	57,137	149,357	30,699	180,056
補正前	損益勘定支弁職員	14		57,562	34,028	91,590	18,364	109,954
	資本勘定支弁職員	8		31,752	19,196	50,948	10,262	61,210
	合 計	22		89,314	53,224	142,538	28,626	171,164
比 較	損益勘定支弁職員	0		2,824	3,437	6,261	1,901	8,162
	資本勘定支弁職員	0		82	476	558	172	730
	合 計	0		2,906	3,913	6,819	2,073	8,892

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	賞与引当金繰入額
	補正後	4,212	1,192	17,712	14,603	8,882
	補正前	2,844	1,010	16,616	13,906	8,312
	比 較	1,368	182	1,096	697	570

(2) (1)に係る給料及び職員手当の増額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	2,906	その他の増加分	2,906	職員異動等に係る増加分	
手 当	3,913	その他の増加分	3,913	職員異動等に係る増加分 (1) 扶養手当 1,368 (3) 通勤手当 182 (6) 期末手当 1,096 (7) 勤勉手当 697 (8) 賞与引当金繰入額 570	

2 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

(3) 級別職員数

区 分	企 業 職			区 分	企 業 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)		級	職員数(人)	構成比(%)
令和 8 年 1 月 1 日現在	9 級			令和 7 年 1 月 1 日現在	9 級		
	8 級				8 級		
	7 級				7 級		
	6 級	2	9.1		6 級	2	9.1
	5 級	6	27.3		5 級	5	22.7
	4 級	6	27.3		4 級	5	22.7
	3 級	5	22.7		3 級	5	22.7
	2 級	3	13.6		2 級	3	13.7
	1 級				1 級	2	9.1
	計	22	100.0		計	22	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
企 業 職	主 事 技 師	指導主事 指導技師	主 査 技 査	係 長 専門主査 専門技査	課長補佐	課 長	局 長	局 長	局 長

債務負担行為

事 項		限 度 額	令和 6 年度末までの支払義務発生(見込)額	
			期 間	金 額
修正前	老朽管布設替事業 (老朽管布設替工事) (令和 7 ～ 8 年度)	千円 0	年度 —	千円 0
修正後		35,000	—	0

に関する調書

令和7年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳				
期 間	金 額	水道事業 収 益	国県支出金	企業債	出資金	損益勘定 留保資金
年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7～8	0	0	0	0	0	0
7～8	35,000	0	0	31,500	0	3,500

令和7年度飯田市下水道事業会計補正予算（第2号）案

第1条 令和7年度飯田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度飯田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	3,520,600千円	4,587千円	3,525,187千円
第2項 営業外収益	1,585,424千円	4,587千円	1,590,011千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,161,900千円	17,616千円	3,179,516千円
第1項 営業費用	2,853,569千円	17,616千円	2,871,185千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,265,500千円」を「1,266,102千円」に、減債積立金「505,089千円」を「505,691千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,514,500千円	180千円	1,514,680千円
第5項 他会計補助金	652,071千円	180千円	652,251千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,780,000千円	782千円	2,780,782千円
第1項 建設改良費	985,944千円	782千円	986,726千円

第4条 予算第9条で定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	191,213千円	782千円	191,995千円

第5条 予算第10条で定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）資本的支出に対する補助	652,071千円	180千円	652,251千円

令和7年11月26日提出

飯 田 市 長 佐 藤 健

令和7年度 飯田市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	下水道事業収益		3,520,600	4,587	3,525,187	
	02	営業外収益	1,585,424	4,587	1,590,011	
		08 雑収益	6,591	4,587	11,178	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	下水道事業費用		3,161,900	17,616	3,179,516	
	01	営業費用	2,853,569	17,616	2,871,185	
		01 管渠費	364,044	16,461	380,505	
		06 総係費	138,464	1,155	139,619	

資本の収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	資本の収入		1,514,500	180	1,514,680	
	05	他会計補助金	652,071	180	652,251	
		01 他会計補助金	652,071	180	652,251	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	資本の支出		2,780,000	782	2,780,782	
	01	建設改良費	985,944	782	986,726	
		02 公共下水道事業費(単独)	490,928	782	491,710	

令和7年度飯田市下水道事業会計補正予算(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	370,785	△ 12,924	357,861
未払金の増減	△ 454	△ 105	△ 559
小計	1,307,976	△ 13,029	1,294,947
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,101,828	△ 13,029	1,088,799
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 952,955	△ 782	△ 953,737
他会計補助金収入	652,071	180	652,251
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,491	△ 602	3,889
資金増減額	△ 130,837	△ 13,631	△ 144,468
資金期末残高	504,453	△ 13,631	490,822

令和7年度飯田市下水道事業会計補正予算（第2号）給与費明細書

1 総括 (単位：千円)
(1) 常勤の職員

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	資本勘定支弁職員	5		16,571	9,297	25,868	5,322	31,190
	合 計	23		90,334	52,308	142,642	29,552	172,194
補正前	資本勘定支弁職員	5		16,380	9,127	25,507	5,201	30,708
	合 計	23		90,143	52,138	142,281	29,431	171,712
比 較	資本勘定支弁職員	0		191	170	361	121	482
	合 計	0		191	170	361	121	482

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	2,382	14,916	12,959
	補正前	2,262	14,889	12,936
	比 較	120	27	23

(2) (1)に係る給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	191	その他の 増加分	191	昇格昇給等による増減分	給与条例第7条
手 当		その他の 増加分	170	昇格昇給等による増減分 (1) 扶養手当 120 (7) 期末手当 27 (8) 勤勉手当 23	給与条例第12条～16条 給与条例第24条～25条 給与条例第27条

2 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

(3) 級別職員数

区 分	行 政 職			区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)		級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年1月1日現在	9 級			令和7年1月1日現在	9 級		
	8 級	1	4.3		8 級		
	7 級				7 級	1	4.3
	6 級	2	8.7		6 級	2	8.7
	5 級	2	8.7		5 級	1	4.3
	4 級	6	26.1		4 級	6	26.1
	3 級	6	26.1		3 級	7	30.5
	2 級	5	21.8		2 級	4	17.4
	1 級	1	4.3		1 級	2	8.7
	計	23	100.0		計	23	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	主 事 技 師	指導主事 指導技師	主 査 技 査	係 長 専門主査 専門技査	課長補佐	課 長	部 長 参 事	部 長	部 長